

令和7年7月1日

該当行政区にお住まいの皆様

大分県知事 佐藤 樹一郎（別府土木事務所）
杵築市長 永松 悟 （危機管理課扱い）

土砂災害防止のための現地調査（土地の立入り）に関するお願い

平素より、大分県の公共事業につきまして、ご理解とご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。

さて、大分県では平成13年4月1日土砂災害防止法の施行に伴い、がけ崩れや土石流といった「土砂災害が発生するおそれのある区域」の現地調査（基礎調査）を下記のとおり実施します。

この調査は、土砂災害の被害を受ける可能性がある範囲を、事前に警戒区域・特別警戒区域として指定し、土砂災害から生命を守る警戒避難体制の整備等を図るための重要な調査です。なお、今回の調査は、対策工事を行うものではありません。

また、調査結果につきましては後日回覧等によりお知らせを行い、大分県のウェブサイトで公表するとともに、区域指定を行うこととなります。区域指定後は、別紙チラシのとおり警戒避難体制の整備等が行われます。

なお、現地調査について不明な点、又はご質問等がございましたら、下記担当者へご連絡ください。

今後とも土砂災害防止法に基づく現地調査及び区域指定に対する皆様のご理解、ご協力をお願いします。

記

1. 日 程 令和7年7月中旬から令和7年11月末頃まで
2. 場 所 別紙「調査箇所の位置図」参照
3. 調査内容 裏面参照

〔本調査に関する問い合わせ〕

担 当 課 別府土木事務所 河港砂防課 砂防班 工藤・金只
TEL 0977-67-0215
調査実施会社 ダイエーコンサルタント株式会社 調査部 山口
TEL 0978-32-0584

〔避難所・避難場所に関するお問い合わせ〕

担 当 課 杵築市役所危機管理課 合田・林田
TEL 0978-62-1802

（基礎調査）

1. 調査の目的

土砂災害から住民の生命を守るために制定された土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにするため、現地調査を実施します。

2. 調査内容について

- (1) がけ（斜面）や溪流及びその周辺の地形等を計測し、スケッチや写真撮影により記録します。
- (2) 調査の実施にあたって、樹木の伐採や杭等の設置は行いません。
- (3) 民地への立入りの際には住民の方に声をかけてから調査を行います。ご不在の場合はそのまま調査を行いますので、ご了承ください。
- (4) 調査員は「身分証明書」を携帯し、本調査の作業員であることを明確にします。

急傾斜地の崩壊の調査



土石流の調査



知ってますか？ 土砂災害警戒区域

～ 土砂災害から生命を守るために ～



(写真) 平成 24 年に大分県内で発生した土砂災害

傾斜度が 30 度以上である土
地が崩壊する自然現象

山腹が崩壊して生じた土石等
又は溪流の土石等が水と一体
となって流下する自然現象

土地の一部が地下水等に起因
して滑る自然現象又はこれに
伴って移動する自然現象

県では、土砂災害による被害を
受けるおそれがある区域の

土砂災害防止法に基づく

基礎調査を実施しています。



(当年度の調査実施箇所はホームページで確認できます。)



調査の実施において皆様の敷地内に立ち入る
場合があります。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは Web で

<http://www.pref.oita.jp/site/sabo/kisochoujissi.html>

大分県基礎調査

検索



土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的に制定されました。

■調査から指定までのながれ

基礎調査
実施箇所の周知

基礎調査の
実施

基礎調査結果の
公表 ※

土砂災害警戒区域の指定
土砂災害特別警戒区域の指定

※法律により基礎調査結果は、指定に先立ち公表します

■土砂災害警戒区域等に指定されると

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に
危害が生じるおそれがある区域

警戒避難体制の整備（市町村）

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

警戒避難体制：災害が発生した場合に、被害を未然に防ぐために市町村が中心となって整える体制の事。

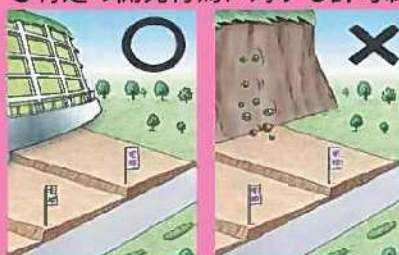


土砂災害ハザードマップの作成・配布

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

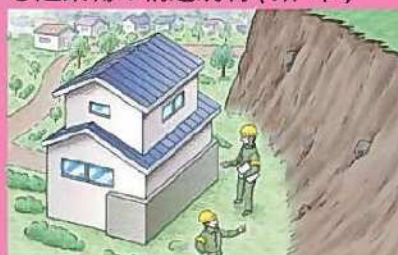
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の
生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

●特定の開発行為に対する許可制



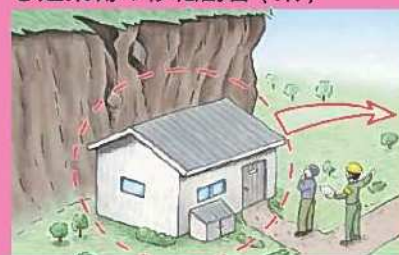
住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

●建築物の構造規制（県・市）



居室を有する建築物は作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

●建築物の移転勧告（県）



著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

土砂災害から身を守るために

「日頃の備え」と「早めの避難」を

土砂災害は突然起こることが多く、目の前に危険が迫るまで、判りづらいものです。特に台風や梅雨の時期は災害が多いので、日頃の備えと早めの避難に心がけましょう。



お問い合わせ・ご相談は

大分県 土木建築部 砂防課

097-506-4634

または、最寄りの土木事務所へ

砂防課ホームページ URL

<http://www.pref.oita.jp/site/sabo/>



調査箇所の位置図
(浄土寺・口の尾区)

